
第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

平成 28 年 9 月 28 日 (火 曜 日)

議 事 日 程

平成 28 年 9 月 28 日 午前 9 時 30 分 開会

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 86 号 字の区域の変更について
- 日程第 2 議案第 87 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 3 議案第 90 号 平成 27 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 91 号 平成 27 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 92 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 93 号 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 94 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 95 号 平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 96 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 97 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 98 号 平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 99 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 100 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 101 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 102 号 平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 16 議案第 103 号 平成 27 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 104 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 105 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 106 号 平成 27 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 107 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 21 議案第 108 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 109 号 平成 28 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 110 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 111 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 112 号 土地等賃貸借契約に係る転貸借の承諾について
（メガソーラー）
- 日程第 26 議案第 113 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 27 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 28 決議案第 1 号 実効の上がる健康増進政策を求める決議について
- 日程第 29 決議案第 2 号 参議院選挙の合区の見直しに関する決議について
- 日程第 30 行政視察調査の報告について
- 日程第 31 議員派遣について
- 日程第 32 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 33 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 34 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 35 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 36 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 加 藤 紀 之

2 番 大 原 広 巳

3番	大 杖 正 彦	4番	圓 岡 伸 夫
5番	遠 藤 幸 子	6番	米 本 隆 記
7番	大 森 正 治	8番	杉 谷 洋 一
9番	野 口 昌 作	10番	近 藤 大 介
11番	西 尾 寿 博	12番	吉 原 美 智 恵
13番	岩 井 美 保 子	14番	岡 田 聡
15番	西 山 富 三 郎	16番	野 口 俊 明

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手 島 千 津 夫 書記 …………… 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	教育次長…………… 齋 藤 匠
総務課長 …………… 酒 嶋 宏	人権・社会教育課長 … 門 脇 英 之
地方創生本部事務局長… 福 留 弘 明	幼児・学校教育課長 … 林 原 幸 雄
企画情報課長 …………… 戸 野 隆 弘	税務課長…………… 岡 田 栄
建設課長 …………… 野 坂 友 晴	水道課長 …………… 野 口 尚 登
農林水産課長…………… 山 下 一 郎	農業委員会事務局…… 田 中 延 明
福祉介護課長 …………… 松 田 博 明	健康対策課長 …………… 後 藤 英 紀
観光商工課長 …………… 持 田 隆 昌	住民生活課長 …………… 森 田 典 子
地籍調査課長 …………… 白 石 貴 和	

午前9時40分 開会

開議宣告

○議長(野口 俊明君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第86号

○議長(野口 俊明君) 日程第1、議案第86号 字の区域の変更についてを議題にし

ます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第86号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第87号

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議案第87号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時32分休憩

午前9時38分再開

○議長（野口 俊明君） それでは再開します。まあテロップのほうにはちゃんと出ているんですけど、音声流れないということではありますが……。あっ、修復したそうでもあります。音声も住民の皆さんのほうへ届いているということで、直ったようでもありますので、再開いたします。

日程第2 議案第87号

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議案第87号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題にします。

[「終わった」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） ああ、これは終わったそうでもありますので、音声でやり直そうかと思ってました。それでは次にいきます。

日程第 3 議案第 90 号 ～ 日程第 19 議案第 106 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 90 号 平成 27 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 19、議案第 106 号 平成 27 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 17 件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

平成 27 年度決算審査特別委員長 野口 昌作君。

○決算審査特別委員長（野口 昌作君） 決算審査特別委員会委員長 野口でございます。これから平成 27 年度決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成 28 年 9 月 8 日、平成 28 年第 7 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 27 年度決算審査特別委員会に付託された、平成 27 年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計決算認定議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

記。1. 事件名

- 議案第 90 号 平成 27 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 91 号 平成 27 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 92 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 93 号 平成 27 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 94 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 95 号 平成 27 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 96 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 97 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 98 号 平成 27 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 99 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 100 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 101 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 102 号 平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 103 号 平成 27 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 104 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 105 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 106 号 平成 27 年度大山町水道事業会計決算の認定について
事件名は以上でございます。

事件の内容といたしましては、決算の審査でございます。

次に、審査の経過でございますが、付託を受けた 17 議案について、分科会方式により 9 月 12 日、13 日、14 日の 3 日間審査を行い、委員全員による全体審査を 23 日に行いました。

審査の結果でございますが、実効の上がる健康増進政策を求める決議案の提出、並びに次の付帯意見をつけて、付託を受けた 17 議案すべてを認定すべきものと決定しました。

付帯意見でございますが、付帯意見一つ、町税等の徴収率がアップする中で、使用料などの未収金対策についても、体制を含めた徴収方法の見直しの検討を求めるということで付帯意見を付けての報告でございます。以上、報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第 90 号 平成 27 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありますか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。あっ、待ってください。討論がありますので、これからまず原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

○議員（7 番 大森 正治君） はい議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 一般会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

本決算の中には、子育て支援関係、高齢者障害者に対する福祉関係の事業、学校関係の教育条件の整備、まちづくり事業など住民福祉の増進、地域活性化のための施策が行われており、評価すべき点もあります。

しかし問題点として、私はまず同和施策について指摘しなければなりません。戦後民主化された日本社会にあってもなお残っていた部落差別を解消するために、国の政策のもとに同和対策事業が 33 年間継続され、15 兆円が投入されました。その結果として、生活環境をはじめとするさまざまな課題が解決されてきました。そして国の同和対策事業は 2002 年 3 月、法的に終了しました。法律上同和地区という指定もなくなり、同和地区出身かどうか意識しなくなってきました。これは社会問題としての同和問題は基本的に解決したということの意味すると思っております。

ところが、本町では、部落差別がある限り同和施策を続けるという方針のもとに、昨年度も約 1 億円もの同和施策関係の経費が使われております。旧同和地区だけに限られ

ている特別な施策として、固定資産の減免、高校生・専門学校生・大学への進学奨励金の給付、それから学校の先生が地区に進出して指導する学習会、そして3人の生活指導員の配置などがあります。

これらは現在の情勢を考えれば、見直しを検討し、廃止すべきものは廃止したほうが良いというふうに考えます。今や、同和地区とか地区外とか意識するような時代ではないわけですから、同和施策を行政が行うということは、いつまでもいわゆる同和地区というものを固定化して完全な解消に逆行することになるのではないのでしょうか。

2点目としまして、大山町集会所条例に記載されました名和地区にある2か所の集会所のみに火災保険の掛け金が支出されております。これは不公正な支出であり、他の集会所と同等に扱う必要があるというふうに思います。

3点目の指摘です。大山の観光振興策として、多額の予算をかけてまち並み環境整備事業が行われてきました。その中の一つにポケットパークの整備がありますが、作ったわけですがその役割りというのが果たされていないように見受けられます。ところが平成27年度にもスキー場エリア内に1,200万以上かけてまたポケットパークが造られました。これもその機能を果たしているのか、はなはだ疑問に思うところであります。

また新設道路の町道退休寺線はその費用対効果に疑問があります。

以上の点を指摘しまして平成27年度一般会計決算認定の反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番。

○議長（野口 俊明君） 12番 吉原 美智恵君。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 決算認定について賛成の立場で討論いたします。

まず、各会計の予算執行の内容については、監査委員さんの報告、また決算委員会での常任委員会での決算審査でも概ね有効、適切に執行されていると確認されているところです。

ただいま大森議員が申されました人権施策についてですが、差別と偏見の根っこは取り除くため、今ある障害者問題、男女差別、まだ今もある同和問題についてそれぞれの啓発事業が行われておるところです。特に障害者問題については、先般痛ましい事故が起こっており、また同和問題についてもネットでの中傷、地名総鑑の最新版、これは就職差別につながるものであります。そしてまた身近に起こっている結婚差別、本当に現実を見ているのでしょうか。差別はかなりなくなりました。もとより差別されている方は、差別がなくなりそういう施策がなくなることを望んでいるものであります。この施策についての予算決算の執行は、差別する人のためにあるものであります。ですから私たちは、差別がなくなる為の行動、実効、そのほうがここで議場で言われることよりも大事ではないかと思っております。そしてまた低所得者の方の施策も、国、県の補助を得ながら施策が講じられております。

以上事業事務の見直しの件は検討課題ではあります、この決算については認定するという意見であります。終わります。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。決算の内容をみますと、住民のためにされた数々の施策が見てとれますが、また問題点も多く見受けられます。そのなかでも今回まず私が問題にしたいのは、同和対策施設費の施設修繕料 51万 5,536円と火災保険料 27万 4,452円です。決算審査資料の平成 27年度主要用施策の果には、押平中央集会所、上福集会所、南高田集会所、中高集会所などの維持管理費等と書いてありますが、このなかの複数の施設は大山町集会所条例に位置付けられた集会所です。この大山町集会所条例の第 3 条には、集会所の維持管理及び運営を設置場所の行政区に委託するとなっています。大山町集会所条例で定める集会所であるならば、施設修繕費と火災保険料を町は支出すべきではないと思います。

次に保健福祉センターなわと名和診療所の光熱水費についてです。地方自治法の第 209 条の 2 項で特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出にあて、一般の歳入歳出と区別して経理をする必要がある場合において、条例でこれを設置することができると思います。そのために大山町では、一般の歳入歳出と区別をして経理をする必要があるので、大山町国民健康保険診療所特別会計を設置していると私は理解をしています。しかし現実には、名和診療所と明確に区別して経理のできていない保健福祉センターなわの光熱水費 576万 8,597円には会計上の大きな問題があると思います。地方自治法の趣旨にそった会計方法にあらためるべきだと思います。

次に同和対策費の負担金補助及び交付金の地区活動費補助金 410 万円です。審査資料には、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目指した全国人権同和教育研究大会等への参加研修等を助成することにより、地域の自律と振興を図ったとあります。質疑のなかで、その他にも使っていると担当課長は答弁されましたけれども、このような説明では説明責任を果たしているとは言えません。ましてやこの事業を継続してきたことによってどう地域の自律と振興がはかれたのか、評価をすべきだと思います。

4 点目に、教育振興費の地区学習会補助金、小学校費分 120 万円と中学校費分 119万 8,870円、計 239万 8,870円と進学奨励交付金 64万 8,000円です。教育委員会では施策の点検、評価シートを作成しておられますが、地区学習会補助金約 240 万円については施策の点検評価をされていません。また次年度に繁栄させる具体的な施策事業として、進学奨励交付金事業については、次年度も引き続き町内の同和地区の対象者への交付事業を継続することにより、就学中の者に対する就学継続の 1 条並びに新たに目指すもの

の就学意欲向上を図っていきたいと書かれていますが、就学中の生徒や学生に対する就学継続の1条、並びにあらたに目指す人の就学意欲向上をはかるのは、同和地区の対象者だけでなく意欲のある町内全ての生徒を対象にすべきだと思います。他にもありますけれども、以上4点を指摘して反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大杖 正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 私は平成27年度大山町一般会計決算の認定について賛成の立場で討論いたします。今、本町地元住民の皆様が神と崇め親しみを込めて大山さんと呼んでいる大山が開山1300年という壮大な歴史の節目を迎えるにあたりましてその記念事業、行事や日本遺産の認定、大山寺旧境内の国史跡指定の答申、これは本町の教育委員会の取り組んだ素晴らしい成果であると思っています。そして外国人観光客受け入れ促進として国が国策として整備する国立公園満喫プロジェクトを全国32カ所のうち、8カ所を選定した大山隠岐国立公園がその中に含まれています。これら将来を見据えたまちの発展と住民福祉の向上に、力強く取り組む決算内容であると思っています。よって賛成の討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 27年度一般会計の決算の認定にあたっては反対の討論をさせていただきます、

昨年度は合併10周年の記念事業がありました。3町合併してから今年で12年になるわけですがけれども、旧町の垣根のない大山町が一体となったまちづくりが果たして今できているのでしょうか。27年度は新しい総合計画として地域づくり10年プランの策定や地方創生事業の本格的な開始、また先ほど大杖議員がおっしゃったように大山寺の開山1300年事業という大きな事業の始動、その他、まったなし健康づくりといった健康対策の事業など、町あげでの取り組みとして節目となる1年だったと思います。

しかし、それらの事業が町民が一体となってみんなで取り組んでいこうという気運が果たして情勢されたか。私は全くできていないと思っています。合併後、職員の数だけが計画通りに削減されました。その反面基金も今では60億近くまで積み上がってきておりますが、その基金を使って大山町はどんなまちづくりをしていくのか、しようとしているのか、町民には全く見えてきていません。地方創生や健康づくりなど、大きな課題や目標があるのにそこには予算も人的な資源も十分に振り当てられていないと思います。

一方で今回決算審査にあたって監査委員から指摘があったように、本来であれば合併

後、計画的に整理・統合されているべき各種事業が漫然と継続されており、行政改革はあまり進んでいない状況であります。一般会計は100億円を超える大きな会計です。予算と人、限られた資源をどう配分し、どのようなまちづくりをめざすかというビジョン、目標を達成するための戦略、いずれも不十分だと思います。近年大山町でメンタル面での不調を訴える大山町職員が多いのはそうした町のビジョンや戦略が不明なまま、人員ばかりが減らされ負担が増え、仕事へのモチベーションが低下していることも一因と考えられます。以上のことから私は27年度一般会計の決算を認定しがたいと思います。

最後に、役場の各課長さんに申し上げたいと思います。27年度決算審査にあたって私はどこの課の仕事も合格点には達していないと判断しています。このことについて心外であると、自分のところの課は、27年度しっかりと、目標達成できたと自信をもって言えるとお考えの課長さんは後日でも結構です。どうぞ私に言ってきていただきたいと思います。以上で反対討論を終わります。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 15番 西山 富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 賛成討論をいたします。決算は課長何かを審査するのではなくて、町長を監査することです。吉原議員はいいことをおっしゃいました。人権同和教育は差別する側のためにあるという認識ですよ。黒人の問題は白人の問題です。女性の問題は男性の問題です。いいですか、障害者の問題は健常者の問題です。基本的な認識を深めていただきたいと思います。

まあ圓岡議員と大森議員はいつも言ってますけどもね、もう少し勉強してください。変化発展する差別基準、人権基準を誰にどこで学ぶですか。大山町に大きな地区が3つありますよ。そこに行かれてその姿を学び、その者と会話し、汗を流し涙を流し、握手をしてからこそ、人と人のつながりができるんですよ。そういう訴えを、我々の中央本部が自民党、公明党、民進党、その他の政党と協力して、今国会で新しい法律を作ろうとして継続審査となっています。大変失礼ですけど、反対しているのは、皆さんが支持している政党だけです。考えてほしいと思いますよ。

それでですね、今こういう法案が皆さん国会で継続しているんですよ、認識しておいてください。部落差別撤廃に向けた社会システムを創造するため、国会では部落差別の解消の推進に関する法律案が継続審査となっています。国会への提案理由、我々の代表機関である、大きな一番大きな国会がこういうことを言ってるんですよ。現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報課の進展にともなって、部落差別に関する状況の変化が生じていることをふまえて、すべての国民に基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許さぬものであるとの認識のもとにこれを解消することは重要な課題であることに鑑み部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を

実現するため、部落差別の解消に対し、基本的理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要がある、これ国会でこういうことを堂々と言われているんですよ。再認識をしてください。

鳥取県においては、平井知事は部落差別の存在する限り、県政の重要な課題として施策を推進すると明言しています。また運動団体に対しては、正義を戦うものを妨害してはならないというキケロの格言を引用し激励をしていただいております。私どものグループも年に1回は知事と懇談会を持つことにしております。わが大山町においては、正確な現状認識を踏まえた方針を定め、各施策を推進し、人権システム創造のために町民・企業・学校・各種団体が熱意をもって取り組み成果をあげています。地区学習会に反対するものがありますが、中山ふれあい文化センター発行 2016年9月に268号の記事が皆さま方のところに届いていると思います。小学校5、6年生の親子学習会の記事であります。公式な場所で、皆さん方にご披露したいと思います。こういうものを中山ふれあい文化センターは出しているんですよ。親子学習会、地区学習会の成果を言ってるんですよ。地区学習会は生きる力を養うところです。補修学級ではありません。

小学校5、6年生親子学習会、講師にMさんを迎え、小学校5、6年生親子学習会を行いました。Mさんは、実名をあげてもいいと言われますが、ここではあえて出しません。第一の壁、10年前に大阪で就職、大学時代から付き合い合っていた女性に、自分は被差別部落出身であることを知らせた。その女性は部落問題を全く知らなかった。しかし、その話を聞いた女性の父親は豹変をしました。交際を強行に反対するようになりました・・・

○議長（野口 俊明君） 西山議員さん、基本的なあれで・・・

○議員（15番 西山 富三郎君） 基本的な同和問題の・・・

○議長（野口 俊明君） そのなかのことについては、

○議員（15番 西山 富三郎君） 分かるとる分かったわかるとる、はい。

○議長（野口 俊明君） もう少し・・・

○議員（15番 西山 富三郎君） 分かった、簡単にやるやる、これ肝心なことです、地区学習会の成果を発言しとるんです。

○議長（野口 俊明君） できれば別な機会にそれは・・・

○議員（15番 西山 富三郎君） 別な機会じゃない、さらに第2の壁として郷里に帰り新たな就職先も決まった頃、好きな女性が現れ、猛烈なアタックの結果、付き合いようになった。順調にいていたが、再び悪夢、今回は1人で悩まず、地区進出学習会、地区進出学習会の話ですよ、仲間に相談して協力していただき父親を説得し、この話が進行したということであります。さらに子どもたちにこのようなことをなくなさようにしてほしいということを講演し、地区学習会は成果が上がってるということです。

大山町発足10年が経過しましたのに、町民の一体感がないという人がいます。旧大

山町、旧名和町、旧中山町の自然歴史文化を伝承し、たつとび町民親睦にこぞって対応していきます。ひとりひとりの価値を認めあい、遥かなる夢に向かい年輪を重ねています。これらがひとりひとりの貴重な一体感への行動であります。大山開山 1300 年も近づきました。1300 年のいにしえより、伯耆の国大山さんとして仰ぎ、霊峰大山、神おわす山大山さん、母なる山大山さん、父なる山大山さんとして崇拜の象徴であります。保育園の園歌、小学校・中学校の校歌にも、そして町民間にも奥深く教訓として一体感は寛容されつつあると思います。

議会は町民に感謝することが基本であります。町民のもとに立つ、民主代表制であることを再認識しなければなりません。町民が誇り得る大山の想像に不断の努力を重ねておられます。町民の皆さん方に(声を出すものあり)敬意を表し、賛成討論といたします。

また、まったなし健康づくりの 27 年度決算は、住民福祉の向上に行財政ともに概ね良好であると評し、賛成討論といたします。どっか間違ったところがありましたら、あとで言ってくる下さい。

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第 90 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長(野口 俊明君) これから議案第 91 号 平成 27 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第 91 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第 92 号 平成 27 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 討論があります。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定、これに反対の立場で討論いたします。

この貸付事業は旧同和地区の住宅改善のために供された事業であります。当初の適正な貸付が行われなかったために、結果として返済がなかなかできない過程が生まれ、今その滞納額は町全体の半分を占める約 3 億円にもなっています。何年来この額が変わっておりません、ほとんど変わっていません。平成 27 年度の徴収状況は現年度分で約 25%、滞納繰越分で約 5%しか回収できておりません。私はこのような会計を認めるわけにはいきません。以上。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（野口 俊明君） 12 番 吉原 美智恵君。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 賛成の立場で討論いたします。この住宅新築資金ですけれども、この会計は不納欠損もできないという会計ではあります。その中で、今の税務課ですが、26 年度に比べ年度中の完済件数は 8 件、また新たな連帯保証人への対応、借り受け人が、自己破産、相続放棄、行方不明のものについて連帯保証人を呼び出し、納付交渉を行い分納契約を結んでおります。税務課関係職員全体で取り組んでおり、その姿は評価できるといたしまして、総務委員会、また決算審査委員会では可としています。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 次に、討論があるということですので原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。この特別会計だけで、収入未済額は、先ほど大森議員が言われたように 2 億 9,916 万 8,061 円あり、まちの収入未済額総額 5 億 3,723 万 863 円の約 55.7%にあたります。特に 27 年度決算審査で気になることは 26 年度 44.25%あった現年度分の収納率が 27 年度は 24.66%で約 20

ポイント低下していることです。

先ほど吉原議員のなかで、職員の努力のことを言われましたけれども、実際努力の結果、収入未済額の合計は年々減ってはきています。しかし、今後ますます困難を極めるこの約3億の収入未済額に対し、解決の糸口さえも見えないのが現実だと思いますので、私はこの決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第92号は認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第93号 平成27年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第93号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第94号 平成27年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。今回、歳入歳出差引残高はなるほどゼロ円ですけれども、その裏では一般会計から1,291万1,663円を繰り入れられて差引ゼロ円になっています。利用者数も約5万4,000人の来場者という報告がありましたけれども、そのうち町内利用者は4,181人で、26年度4,724人でしたから543人の減です。

分科会審査のなかで、執行部に対して経済波及効果を聞きましたけれども、いくらあったのか答えはありませんでした。毎回言いますけれども、議員必携の273ページには、決算審査の着眼点として、金をいくら使ったかではなく、住民のためにどのような仕事をしたか。その仕事の出来高と出来具合を見ることが主眼であることを十分理解しての決算審査でありたい、こういうふうに書かれています。よそから来る人にいくら使ったかではないはずです。よそから来る人に使っても、それが回りまわって町民のためになるので事業を行っている、私はそういうふうに理解をしています。

そうであるならば、最低限どのぐらいの費用対効果があったのか、議会に報告ができなければおかしいと思いますので、この議案第94号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なし認め、これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第94号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第95号 平成27年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第95号は、認定することに

決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 96 号 平成 27 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論があります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。国民健康保険特別会計は 27 年度 9,731 万 864 円の収入未済額を抱える大変な特別会計です。この未済額は高すぎる国保税に原因があると思っています。そのような状況のなかでも早期発見、早期治療のかなめである人間ドック、25 年度には 857 人が受けておられましたが、27 年度は前の年に受診申し込みしたものの抽選にもれた 324 人を対象に、そのうち 234 人しか受けておられません。25 年度の実に約 4 分の 1 です。胃がん、肺がん、大腸がん検診の受診率も 2 ポイントから 3.2 ポイント下がっています。もっとももっとも人間ドックをはじめとする各種検診に力を入れるべきだと思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、反対討論、10 番。

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） はい。反対の立場で討論をいたします。大山町の国民健康保険税は県内で 2 番目に高い水準にあります。その理由は、1 人あたりの医療費の支出が、それだけ高いということにほかなりません。6 年前は、4 億円近く国保の基金がありましたが、その後、一気に減り続け、27 年度末ではわずかに 4,000 万円。このまま基金がなくなった場合は一般会計から法定外の繰入金の支出も予定されています。

町民の高齢化が今後さらに進むなか、増え続ける医療費の抑制をどう図るか、負担のバランスをどうとるかは、正に喫緊の課題です。本町では昨年度からまったなし健康づくりの取り組みが始まっていますが、増え続ける医療費の伸びをどう抑制するか、この根本的な課題について町民議会行政が本気になって考え、行動するような取り組みには未だなっておりません。国保会計がひっ迫するなか、保険税の引き上げについて真剣に議論をしないのは、ただ負担を先送りしているだけにすぎません。安易に法定外の繰り入れを行うのは、財政規律の緩みです。

特別会計としての責任ある会計運営になっているとは全く思えませんので、本会計

の決算認定に反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 97 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論があります。まず原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をします。一般会計のなかでも述べましたけれど、名和診療所の光熱水費は、地方自治法の趣旨に沿った会計方針に改めるべきだと思います。特別会計ですから、特定の歳入をもって特定の歳出にあて、一般の歳入歳出と区別して経理する必要があります。つい最近も他の市町村の議会選出監査委員さんともこの件についてお話をする機会がありました。揃って言われたのは、子メーターを一つつければすむ話じゃないか。どうしてそれができないの、っていうふうに首を傾げられます。

中山温泉の自動販売機でもできることがどうしてできないのか疑問でなりません。改めて、診療所特別会計は地方自治法の趣旨に沿った会計方法に改めるべきだということを述べ、私の反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） はい議長、10 番。反対討論。

○議長（野口 俊明君） 10 番 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 診療所の特別会計について決算の認定に当たり反対の

討論をいたします。

町内には3つの診療所があります。いずれも町民の健康を守るための大切な医療資源だと思っています。しかしだからといってこの会計がどんぶり勘定でいいわけはありません。当然、この特別会計によって診療所を適切に経営する必要があります。大山診療所は、固定医が不在のまま外来件数が減り続け、昨年度の収支は備品購入を除いたところで約1,200万の赤字でした。この赤字額は年々増える傾向にあります。この赤字対策として昨年度、大山診療所を国保加入者の人間ドックを受け入れる検診センターとする方針が示され、27年度において必要な検査機器、器械の購入費用として約2,000万円の投資がされました。私はこの2,000万円の投資に見合うだけの人間ドックの利用者が果たして確保できるのか、はなはだ疑問に思い、そもそも多くの国保加入者は、大山診療所での人間ドックを望んでいないということを理由に大山診療所の検診センター化に反対いたしました。年度が替わって今年度28年8月末までの大山診療所での人間ドックの実績を見ますとその受診者は8月末までで僅か15人で、やればやるだけ大山診療所の赤字が増えていくことも予想されます。固定医の確保の見通しが全くつかないまま、ずさんな計画をたて、高額な投資をおこなった経営判断の誤りは、厳しく問われるべきと考えますので、本会計の決算認定に反対をいたします。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第97号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第98号 平成27年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第 99 号 平成 27 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第 100 号 平成 27 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 100 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第 101 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 101 号は、認定することに

決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 102 号 平成 27 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論があります。まず原案に反対者の発言を許します、討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。

27 年度は基金を 800 万円積み増し、1,973 万 8,000 円になりましたが、起債の償還もまだ約 7,000 万円残っています。県が新エネルギービジョンで、ビジョンの中で示すたくみ号の解体撤去費用は約 1 億 5,000 万円です。分科会の報告では、平成 31 年で起債の償還が終わるので、その後は 1 億円程度の解体費等にも対応できるとされています。

私ごとですけれども、私の母親は昭和一桁生まれで、これまでとらぬ狸のなんとやらとか、あてとふんどしはむこから外れるとか言って、このようなことを小さい時から随分いさめられてきました。そういうことを考えるのであれば、不安定な売電収入だけに頼らず、一刻も早く一向も早く解体撤去のための基金を造成する必要があると思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（野口 俊明君） 12 番 吉原 美智恵君。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） この決算ですけれども、決算認定の審査会でも皆さんの可とすべき結果を得ておりますが、風力発電というものは確かに風まかせであります。ただ今の自然エネルギーの傾向について、とりあえず今大山町も引き継いで、その観点に基づいて運営しているところではありますが、これについては先のことはお互いに分からないわけですけども、平成 31 年度で終了となるそのあとは 1 億円程度というのは、これまでの実績に基づいて計算されております。

今年度も基金は、繰越は 412 万 8,000 円となり、今言われましたように基金も前年度より多い 800 万円積み立てることができました。ですので、平成 31 年度過ぎてもですね、対応年数もまだ見込まれて運営もできるということでもあります。修理がなければ。ということで、風力発電というものは、こういういろいろ風任せの観点もありながら運営しているところでもありますので、この予定を貫くしかないと考えております。今の今回の決算の認定については何も不可とするものはありません。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 102 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 103 号 平成 27 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 103 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 104 号 平成 27 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 104 号は、認定することに決定しました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 55 分といたします。休憩いたします。

午前 10 時 45 分休憩

午前 10 時 55 分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

これから議案第 105 号 平成 27 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 105 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第 106 号 平成 27 年度大山町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 106 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

日程第 20 議案第 107 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 20、議案第 107 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算(第 5 号)についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 107 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

日程第 21 議案第 108 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 21、議案第 108 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特

別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

日程第22 議案第109号

○議長(野口 俊明君) 日程第22、議案第109号 平成28年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

日程第23 議案第110号

○議長(野口 俊明君) 日程第23、議案第110号 平成28年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第110号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

日程第24 議案第111号

○議長（野口 俊明君） 日程第 24、議案第 111 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 111 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 112 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 25、議案第 112 号 土地等賃貸借契約に係る転貸借の承諾について(メガソーラー) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 112 号 土地等賃貸借契約に係る転貸借の承諾について(メガソーラー)の件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 27 年 7 月 27 日、本議会の議決をいただいております大山町豊房地内で進行中の太陽光発電事業に係る町有地の土地等賃貸借契約に関し、カナディアン・ソーラー関連会社に転貸借を行いたいとの申し出が事業者からあったものでございます。

本件につきましては、土地等賃貸借契約の相手方であるクリーンエナジー社が引き続き事業に係る財産の保有を行います。賃貸借分含め財産の管理運用につきましては関連会社カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社が行うというものであります。

なお、契約主体であるクリーンエナジー社は平成 28 年 3 月 12 日に本町所子地内に移転し、代表取締役も昨年の本契約時から交替をいたしております。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 113 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 26、議案第 113 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 113 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、ふるさと応援寄附金の増に伴うふるさと応援基金事業の追加により、既定の事業内容の追加の必要が出てきたことにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 6 号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,867 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 115 億 9,618 万 6,000 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入からご説明を申し上げます。

第 70 款寄附金は 5,000 万円の追加で、ふるさと応援寄附金を追加をしております。

第 80 款繰越金は 2,867 万円を追加いたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費は、7,867 万円の追加で、第 5 項総務管理費の一般管理費でふるさと応援寄附金の増に伴うふるさと応援基金事業 7,867 万円を追加いたしているところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

日程第 27 諮問第 3 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 27、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび大塚典子さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

大塚さんは、昭和 44 年に大山町役場職員に採用され、合併後は名和公民館長として、社会教育の充実発展にご尽力され、平成 19 年 3 月に定年退職されました。退職後も大山町観光協会役員や行政相談委員などさまざまな要職に就かれご活躍をいただいているところであります。

また人権擁護委員は 3 期 9 年間の実績と経験があり、今年度から米子人権擁護委員協議会西伯東部会の部会長を務められております。その他にも大山町赤十字奉仕団役員など各種ボランティア活動に従事するなど人権擁護に対する見識及び経験に富んでおられる方であり、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令の期間は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 3 号を採決します。

お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、諮問第 3 号については同意することに決定しました。

日程第 28 決議案第 1 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 28、決議案第 1 号 実効の上がる健康増進政策を求める決議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 野口 昌作君。

○提出者（野口 昌作君） 決議文、実効の上がる健康増進政策を求める決議案を提出しております野口でございます。提案理由の説明をさせていただきます。

実効の上がる健康増進政策を求める決議につきましても、私がさっきですね、平成 27 年度決算審査特別委員会の審査報告を行いました。その報告の中に皆様方と一緒に協議した実効の上がる健康増進政策を求める決議案の提出ということがありまして、これに基づきまして私が提案するものでございまして、この提案者が私になって、個人のただ議員になっておりますけど、これは決算審査特別委員会からの継続のような考え方でおりますので、そのように皆さん方のご協力をお願いいたします。

提出理由でございますけれども、本町議会は、平成 27 年度予算審議に当たって、町民の健康、医療、介護等に大きな課題が存在しているとして、様々な角度から審議を行った。町当局は、その対応に、「まったなし!健康づくり」事業を重点施策の中に組み入れた。

一方、議会としても健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会を設置して、調査とともに事業を見守ってきた。

このたび、平成 27 年度決算審査にあたり、前年度と比べて、大学等と連携事業は開始したが、町民全体の基礎となる地域、集落、個々の健康意識等が前進したとは感じられないので、体制整備も含めて「まったなし!健康づくり」等健康増進政策の実効があがることを求め、本決議案を提出するものであります。

決議案を朗読します。

実効の上がる健康増進政策を求める決議。町民の健康増進政策として平成 27 年度、「まったなし!健康づくり」事業が推進されたが、目立った成果をうかがうことができない。政策の効果を考えるとき、十分な事業評価がなされ、その結果を次年度以降に繋げていくことは極めて重要である。

今後の健康づくり事業の政策実施にあたり、事業評価を基に具体的な指標設定並びに行動計画を再考し、「まったなし!健康づくり」等の健康増進政策の実効を上げることを求めるものである。

以上、決議する。平成 28 年 9 月 28 日、鳥取県西伯郡大山町議会、以上でございます。

○議長（野口 俊明君） これから決議案第 1 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（13 番 岩井 美保子君） 議長、13 番。

○議長（野口 俊明君） 13 番 岩井 美保子君。

○議員（13 番 岩井 美保子君） はい。質問させていただきますが、私たちの分科会では、この案件は付帯意見としてあげていただきたいということで提案をさせていただいておりました。それが全然聞き入れられずに、私たちの分科会で話し合いました提案したことについては一切耳を傾けてくださらなかったと言いますか、取り上げていただくことができなかつたということでございます。

それでどこに私たちの分科会のあれが反映されたかということの一つ聞きたいと思えます。

それからすぐに議決案ということに移行されました。それはどういうことでしょうかということをお聞きしたいと思えます。

○提出者（野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 提案者 野口 昌作君。

○提出者（野口 昌作君） 27 年度決算審査特別委員会の会合の中で、いろいろと各分科会のほうから決算についての意見が出ておりました。その意見を集約してですね、付帯意見として一応、付帯意見といいますか、各分科会の審査の意見として載っております、それを付帯意見として出されておるわけでございますけれども、それを全体としてあげるかということについては、皆さんの話の中でそういうようなことにならなかつたと。ですが、この健康増進については皆で一緒になって取り組まなければいけない、考えなければいけないということの中から一応、一番効果が上がるでないかという決議ということをお聞きしたところが、それでいいということになりまして、このような状態になっているということでございます。

各分科会でいろいろ出されておりました、それを付帯意見としてあげるということがそんなに議論にならなかつたなというぐあいに思っております、付帯意見としてあげることにつきましては、この経済建設の分科会の方からですね、料金の徴収についての体制等についてはですね、是非付帯意見でということがございまして、これは決算審査のなかで取り上げておりますけれども、その他の分科会の分についてはですね、教育民生の中で出された健康医療については、決議という形でやっという話になつたというぐあいに考えております。以上でございます。

○議員（13 番 岩井 美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井 美保子君。

○議員（13 番 岩井 美保子君） 今、内容を詳しくお聞きしたんですが、私たちの分科

会ではそういう話じゃなかったんです。付帯意見をお願いしたいということを行いました。それが決議案まで出るということなんです。私たちのなかではそんな話はしておりませんから、全然その気もなかったですし、拙速すぎるという思いがいたしてありまして、まったなし健康づくりも 27 年度から声があがり、それこそ始まったばかり、28 年の事業に載って、始まったばかりですのに、早速に決議案とは、どういうあれがあったんでしょうか。委員長にお聞きしたいと思います。

○提出者（野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 提案者 野口 昌作君。

○提出者（野口 昌作君） 決算審査特別委員会の中での話でございますけれども、話の審査委員会のなかではですね、今言われますような付帯意見を付けるというようなことはそんなに出なかったでないかと思えますよ。人員体制の話等も少し出ましたけれど、それについては後からもありましたけれど、その他についてですね、なかったような感じがしておりますし、またその時に、決議を出して実効あるものにしなければいけないかというぐあいに私も説明しましたが、皆さん方、それに賛同していただきましてですね、ここの、この過程になっているというように考えています。

○議員(15 番 西山 富三郎君) 議長、15 番。

○議長（野口 俊明君） 15 番 西山 富三郎君。

○議員(15 番 西山 富三郎君) この決議案のなかでですね、事業評価を基に具体的な指標設定並びに行動計画を再考としてありますね。ご承知のように、執行部の皆さんは議決を経て事務執行をします。そして私どもは毎年決算で認定するかしないかやりますね。先ほど認定したばかりです。認定した内容と文面が違いますし、先ほど委員長は特別委員会の時に、付帯意見のほうがいいじゃないかという声があったというようなことを言いましたが、名前は言いませんけれど、何人も何人も何人も発言していますよ。したがってこの行動計画を再考しようとすることは、総合計画との関連性をどうご認識していますか。

○提出者（野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 提案者 野口 昌作君。

○提出者（野口 昌作君） 西山議員ですね、認識不足ですよ。（「発言、訂正しなさい」と呼ぶ者あり）健康対策課はね、きちんとした行動計画立てておりますよ。

○議長（野口 俊明君） マイクに向かってしゃべっていただきたいと思います。皆さんよろしくをお願いします。

○提出者（野口 昌作君） 行動計画きちんと作ってやっております。ね、認識しておられますか。（「知ってます」と呼ぶ者あり）それを・・・（「再考というのはどういうことだ」と呼ぶ者あり）再考、それを再考しなさいということですよ。ねえ、計画がたつてあるんだから、再考して実効のあがるものにしてくださいよという考え方なんです。

以上です。

- 議員(15番 西山 富三郎君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 15番、西山 富三郎君。みなさん、発言は議長の許可を得てから発言をよろしくお願いいたします。
- 議員(15番 西山 富三郎君) 再考というのはね、委員長、総合計画との・・・
- 議長(野口 俊明君) 西山議員、マイクを少し自分の方へ。
- 議員(15番 西山 富三郎君) 私は委員長に先ほど質問いたしました。総合計画と再考の関連性をどう認識していますかということです。お答えください。
- 提出者(野口 昌作君) 議長、9番。
- 議長(野口 俊明君) 提案者 野口 昌作君。
- 提出者(野口 昌作君) 総合計画の健康の問題の中から健康対策課のほうですね、そういう計画を立てているのでございます。以上です。
- 議員(15番 西山 富三郎君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 西山富三郎君。
- 議員(15番 西山 富三郎君) 野口君は少し認識不足ですよ。総合計画があり、実施計画がある。毎年毎年の計画があるんです。毎年毎年毎年、執行部は再考しておるんです。このようなことを出すことは、先ほど決算を認定した議会が二元代表制の質を下げるものだと思いますが、二元代表制の立場にたつてこのような決議案を出すことが、本当に町民に対する、町民の声として理解できるんですか。
- 提出者(野口 昌作君) 議長、9番。
- 議長(野口 俊明君) 提案者 野口 昌作君。
- 提出者(野口 昌作君) そういう意見でございますけど、決算審査特別委員会のなかでそういうぐあいに決定し、提出するものであるということを、さっき提案理由の冒頭に話をしましたけれど、そういう流れのなかでやっておりますので、西山議員はこの決議そのものに反対という立場だかもしれませんけど、そういう流れのなかでの一貫でございます。そのなかでまた考えていただいたらと思ったりします。
- 議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。
- 議員(1番 加藤 紀之君) 議長、1番。
- 議長(野口 俊明君) 1番 加藤 紀之君。
- 議員(1番 加藤 紀之君) 委員長に確認ですけれども、この決議を提出された理由、提出をされたことに関してですけれども、27年度の決算の認定を否定するものではない、まったなし健康づくり事業を否定するものではないということの確認が1点。
それから28年度以降、29年度、30年度にまったなし健康づくりをもっともっと推進していきなさいという応援の意味を込めての決議だというふうに私は認識しておりますが、間違いはないでしょうか。

○議長(野口 俊明君) 提出者、野口 昌作君。

○提出者(野口 昌作君) 加藤議員の発言のとおりでございます。

○議長(野口 俊明君) いいですか。他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員(15番 西山 富三郎君) 議長、15番。

○議長(野口 俊明君) 討論があります。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(15番 西山 富三郎君) 議長、15番。

○議長(野口 俊明君) 15番 西山 富三郎君。

○議員(15番 西山 富三郎君) 反対討論をいたします。総合計画というもの、10年の総合計画を先般、住民が参画して作りましたね、議会も認定しています。徹底しています。それに基づいて実施計画というものができますね。実施計画を我々が議会が議決をして執行するんです。そしてその執行が是か非ということで決算を認定して認定するのは。認定したということはご承知のように後年度以降の予算に反映させなさいという意味ですから決議じゃなくて付帯意見で。決議と皆さん、議決と付帯意見と意味が全然違うですよ。行政、私たちの言うことを聞きなさい、これはどうだ、ここまできたけどどうか、執行部に対するなんていうんですか、命令的になるんですよ。二元代表制というのは、執行部と議会が住民の幸せをいかなるために担保するか。執行部ええもんだしなさい。議会はええ案を出しなさいということで二元代表制があり、予算があり決算があってもいいですね、この二元代表制を否定するようなものではないと、あつてはいけないと思いますよ。

さらに、岩井議員が質疑でおっしゃいましたように、たった1年目ですわ。まったなし健康づくり1年目。行政はご承知のように、住民の生命と財産を担保することになるんですよ。たった1度しかない人生、大山町に生まれてきたただ1回限りの人生をですね、豊かなものにしようとして一生懸命で取り組むんですよ。これは町長に対する不信案にもつながるんですよ、私は、山本有三の人間の命をちょっとフレーズを少し、いいですか。(発言するものあり)

そういう人間の命の尊さ、移住定住を進めていかなければいけないじゃないですか。そのために作ったのが、健康、まったなし健康でしょ。それから国保の関係があります、これも今度県で一本化されるでしょ。まだまだそのことも決まってないですよ。福祉介護課、住民生活課、健康対策課、教育委員会、すべてに関係する人の命ですよ。決議などやりましたら、大山町議会は何しとるか住民から不信がられますので、このようなことはしたらいけないと思います。皆さん、反対しましょう。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(6番 米本 隆記君) 議長、6番。

○議長(野口 俊明君) 6番 米本 隆記君。

○議員(6番 米本 隆記君) 私は、この決議案に賛成の立場で討論させていただきます。先ほど西山議員は10年先を見据えて行政をやっていると言われました。ただよく考えてください。昨年の当初予算、27年度予算の時にどういう議論をしました？健康をどうするんだということをやりませんでした？そこで出たのが、まったなし、本当にこれから医療費、健康、そういったものをどういうふうに作り上げるかということを経営のほうも検討していただいて事業を進めてきましたが、27年度決算を見るにあたり、本当に地域、集落、皆さんの家庭、健康意識が高まっていますか。(「高まるとるわいや」と呼ぶ者あり)ええですか。健康意識を高めるためには、今以上の努力をしてもらわなければいけません。私たちはそのために、教育民生常任委員会では豊岡のほうにも行かせていただきました。皆さんには、昨年ですか。呉と見附市のほうにも行かせていただきました。そこで健康づくりというものを見せていただきました。いいですか。15年先、20年先に健康をつくろうとしても今、遅いんです。時間を短くしてここ5年が勝負だと思っています。そういったことを考えながら行政、執行部も力を入れていただく必要があると思うんです。そういったことでこの決議案を提出するというふうには私は認識しております。(「付帯意見でいいがな」と呼ぶ者あり)どうか皆さん、行政のほうの足を引っ張るわけではありません。行政に応援して、健康づくりをがんばってくれというこの決議案を付帯意見と言われる方もおられますけど、やはり決議として議会のほうも後押しする体制が必要じゃないでしょうか。以上をもちまして賛成意見とさせていただきます。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(3番 大杖 正彦君) 議長、3番。

○議長(野口 俊明君) 3番 大杖 正彦君。

○議員(3番 大杖 正彦君) 私は、この決議案第1号に反対の立場で討論させていただきます。まちは、本町は総健康づくり運動としてまったなし健康づくり、広げよう運動の輪の事業展開を取り組みを始めています。細かいことを隅々まで言いますと、時間がないんですが、主だったものを言います。まず食、減塩を中心にした食の改善、これはいろいろな講演とか研修会を開いてつめている。次に運動、3B体操、水中ウォーク、話題のカーブス、その他スポーツしよいだいせん、だいせん賛歌体操、そして公民館活動による各地区での運動会、いろんな面で運動促進の事業、そして健診でございます。大切な今自分の体がどういう状態にあるか、集団健康診断、そして人間ドックの推奨など専門家の意見を含めて、健康増進の成果、効果を上げるために取り組んでいます。この成果、効果というのは1年やそこらの短い期間で見えるものではありません。10年、あるいはそれ以上の長い年月をかけて、住民の皆様の取り組み、自身の認識が深まって

初めて成果が見えてくるものだと思います。議会としましてはですね、その状況を見守りながら、行政と手を組んで、啓発を促していくべきではありませんか。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 本提案に賛成の討論をさせていただきます。先ほどお二人の方の反対討論がありましたけれども、正直申し上げまして、この決議案に対して反対をされる方のお考えが全く理解できません。今正にまったなし、健康づくりの取り組みが必要だという状況のなかで、その事業がより実りのあるものに、より実効のあるものにならなければ取り組みの意味がないということでの決議であります。加藤議員からも指摘もありました。しっかりと実効があるよう取り組んでもらいたい、そういう議会としての意思表示の決議案でございます。冒頭、監査委員でもあられる西山議員、最年長の西山議員からですね、総合計画のことも本当に理解していただいているのかなど、ちょっと残念に思う発言もあったわけですが、誤解されている部分が多々あるのではないかと思います。議員全員でですね、この取り組みの成果あるものにしていきたい、それだけの提案だと思っております。賛成したいと思えます。（「近藤君のほうで認識不足だ」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 議員の皆さんにお断りしておきます。討論につきましては、個人の議員の主張に対して討論するものではなく、議案に対して討論するものでありますので、そこらへんの認識をして討論をお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから決議案第 1 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、決議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29 決議案第 2 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 29、決議案第 2 号 参議院選挙の合区の見直しに関する決議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 総務常任委員長 吉原 美智恵君。

○提出者（吉原 美智恵君） ただいま議題となりました決議案第 2 号 参議院選挙の合区の見直しに関する決議について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第

3 項の規定により提出します。

提案理由のご説明をいたします。

先般実施されました、第 24 回参議院議員選挙において、初めて合区による選挙が実施され、本県においては、過去最低の投票率となり、自県を代表する議員が選出できなかった唯一の県となりました。

地方の声を確実に国政に届けるため、合区を見直して、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度に見直されるよう、強く要請することを決議するものであります。

それでは、決議文を朗読いたします。

参議院選挙の合区の見直しに関する決議、参議院の選挙制度は、いく度かの制度改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきていた。

今般、憲政史上初めて都道府県を越えた合区による選挙が実施されたところであるが、意思形成を図る上で都道府県が果たしてきた役割を考えたとき、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題であるとともに、地方創生に逆行しているとの批判もあるところである。

我が「鳥取県及び島根県選挙区」においては、過去最低の投票率となり、また、自県を代表する議員が出せなかったことなど、合区を起因とした弊害も顕在化したところである。

国においては、昨年の改正公職選挙法附則第 7 条において、「平成 31 年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員 1 人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする」とされている。

我々大山町議会は、この参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、合区を見直して都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。以上、決議する。平成 28 年 9 月 28 日、鳥取県西伯郡大山町議会。要請先は国の代表、各代表の、政党先の代表また地方選出国會議員であります。氏名は省略させていただきます。以上です。

○議長（野口 俊明君） これから、決議案第 2 号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) まず、討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) この決議案に反対をいたします。合区そのものは先ほど吉原委員長のほうから言われたように見直すなべきと私も思いますけれど、日本国憲法 43 条には、両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを構成する、こういうふうにはっきりと書かれています。

先ほど言われたように都道府県単位による代表が国政に参加することが可能となるという選挙制度に見直すということは、この憲法 43 条に違反していると思います。そういう憲法に反するものを決議することは、憲法 99 条の憲法の擁護義務違反だと思えますので、この決議に反対いたします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(12番 吉原 美智恵君) 議長、12番。

○議長(野口 俊明君) 発議者でありますので、賛成討論はお控えください。

○議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。

○議長(野口 俊明君) 9番 野口 昌作君。

○議員(9番 野口 昌作君) 私は参議院選挙合区の見直しに関する決議に賛成する立場で討論いたします。

この前も参議院選挙では、私も出身地のほうでいろいろと立候補者の顔を見ようと思いましたが、最終的に遊説にこられる自動車には本人は乗っていなかったというようなことで最後まで顔も見れませんでした。どういう人だったのかなということも分かりませんでした。鳥取県の東から島根の西まででは非常に範囲が広い。そういうなかを、皆さんに政策を訴えながら遊説されることが非常に難しい状態にあるということのなかで、やっぱりもう少し小さい範囲ぐらいの意見が出せる、県単位ですね、そういうぐあいに遊説もでき県単位での意見も述べられるような人に出ていただきたいなというぐあいに思うところがございます、合区というものを反対するわけでございますけれども、さっきですね、発言のありました憲法上ですね、人数の問題がございますから、まあこういうものも含めてなかなか早くはならないかとは思いますが、こういうものを含めながらそういう点についてですね、国会のほうで検討していただきたいというような意味の決議でありますし、私もそういう考え方でおりますので、皆様方もそういう点を是非ご厚誼いただきたいなというぐあいに思います。以上でございます。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。

○議長(野口 俊明君) 7番 大森 正治君。

○議員(7番 大森 正治君) 提案された決議内容に反対します。7月に行われたこの参議院選挙、1票の格差是正を名目にして、合区による選挙が行われたわけですが、合区になった2つの選挙区では懸念されていたとおり、先ほどもありましたとおり低い投票率になってしまったわけです。ですから私も合区の見直し、解消はしなければならないと思っています。

しかし、決議の内容にありますように、都道府県単位の選挙制度にするということになれば、1票の格差というものをまた認めることに、認めることが前提になってしまうんじゃないかというふうに思います。これでは投票価値の平等という格差是正のこの目的に反するわけです。ですから、多様な地方の声が国政に反映されるような合区の解消を含む、選挙制度の抜本的な見直しを求めるということだけで良いのではないかというふうに考えるものです。よって提案された決議内容には反対せざるを得ません。以上です。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(1番 加藤 紀之君) 議長、1番。

○議長(野口 俊明君) 1番 加藤 紀之君。

○議員(1番 加藤 紀之君) この決議に関してですけれども、先ほどの大森議員の抜本的な見直しすべきではないかということはこの決議の中にはっきりと書かれています。で、もう1点ですけれども、圓岡議員が憲法違反ではないかと言われましたけれども、鳥取県民の代表は国民ではないのかと私は聞きたいと思います。以上です。

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから決議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第30 行政視察調査の報告について

○議長(野口 俊明君) 日程第30、行政視察調査の報告についてを議題とします。

さる7月5日から7月7日までの3日間、議員全員の16人が新潟県、見附市、群馬県下仁田町、神奈川県鎌倉市、大磯町、伊勢原市において行政視察調査を行いましたので、この件に関して報告を求めます。

行政視察団を代表して、副議長 岡田 聰君。

○副議長（岡田 聰君） ただいま議題となりました行政視察調査の報告につきまして、全議員を代表して報告させていただきます。

なお、報告の詳細につきましては、お手元にお配りしています報告書のとおりですので、ここでは概略のみ説明させていただきます。

視察日程は、平成 28 年 7 月 5 日(火)～7 日までの 3 日間。視察先及び視察テーマは、新潟県見附市の「スマートウエルネスシティ」、群馬県下仁田町の「ふるさとスマホホ」、神奈川県鎌倉市内「日本遺産：鎌倉」、神奈川県大磯町の「議会活性化」、神奈川県伊勢原市の「大山観光及び日本遺産」、これらについてそれぞれ研修してまいりました。

参加者は、全議員と事務局 2 名と、今回は山根教育長にもご同行いただきました。

それでは視察内容につきまして説明いたします。

新潟県見附市ですが、ここでは「スマートウエルネスシティ」の取り組みについて視察を行いました。

スマートウエルネスみつけとは、体の健康だけでなく、人々が生き甲斐を感じ、安心して豊かな生活を送れる状態を“健幸＝ウエルネス”と呼び、これをまちづくりの中核に据えた取り組みを見附市で実践しようという取り組みです。これまで食生活、いきがい、検診、運動を 4 本柱として健康づくりを進めてきましたが、調査により運動習慣がある市民が 35%、運動の意志は有るが出来ていない市民が 20%、残りの 45%は運動実施の意思もない市民であることが明らかになった。

また、健康寿命の延長と社会保障制度の持続を可能とするための課題として、歩くことと健康との有効な関連性が研究で明らかになり普段の生活で自然と必要な運動量が満たされるまちづくり、歩いて暮らせる **Smart Wellness City** を目指すこととなった。

具体的な例としましては、交流拠点や、外出の目的地として、ネーブルみつけやイングリッシュガーデン、ふるさとセンター等の整備したり、中心市街地に運動施設や医療機関などの都市機能が集積し、歩いて過ごせる楽しくて便利な市街地にしたり、歩きたくなる快適な歩行空間として景観整備や健幸ベンチを設置したり、過度な車依存の脱却を可能とする公共交通の再整備としてコミュニティバスや デマンドタクシー、 レンタサイクルの整備などを行っている。

取り組みの動機は、少子高齢化や人口減少社会の到来など、大山町と同じであります。その後の展開が素晴らしく総合的なまちづくりの基本に据え 10 年プランに、更には 50 年後のグランドデザインまでつなげていました。

いきいき健康づくりで、体力年齢の若返りと医療費の抑制効果を実証し、全国平均、県平均よりも低い介護認定率等の効果も上げている。非常に多くの事業を行っているが、それらについて本町に取り入れることができるかさらに研究、検討したいと感じました。

次に、群馬県下仁田町の「ふるさとスマホ」と題したスマートフォンを活用した防災・健康・安全のまちづくりです。

急速な高齢化の進行で、防災無線が聞こえないといったような意見などがあり、新しい公共インフラとしてスマートフォンの活用方法等について「自治体スマホ連絡協議会」のメンバーとなり協働で研究を行っている。

3 か月間、費用は企業側負担で実証実験を行った結果、概ね役に立つとのアンケート結果が得られている。スマートフォンは、便利ではあるが課題も多く、初期投資や使用料の問題もある。全世帯に個別受信機がある本町では端末器の改良、廉価を待った方が得策と考える。

次に神奈川県鎌倉市で「日本遺産鎌倉」について、ボランティアガイドさんのお世話で市内の視察いたしました。年間 2,200 万人もの観光客が訪れる一大観光地ですが、意外と鎌倉幕府の史跡遺産が少ないと感じました。この事が富岡製糸場より 1 年も前に世界遺産登録申請しながら叶わなかった理由のようでもあります。大山でもガイドさんが話したような興味深い古事物語を発掘できれば魅力が増えると思われました。

次に、平成 27 年度の町村議会特別表彰を受けられた神奈川県大磯町議会で、議会活性化について研修いたしました。

平成 21 年 4 月に議会基本条例を制定、平成 24 年 2 月に全国の議会条例運用状況等を学ぶ議員研修会を開催、その後議会運営委員会を中心によりよい政策提言ができる議会、信頼される議会をめざし、今後の議会基本条例運用方針を決めている。具体的には、議会報告会や一般会議、自由討議の実施、その他、決算審議における総括質疑の実施、政策形成能力向上のための議員研修機会の充実、重要政策勉強会の実施、請願・陳情に係る審査基準の作成等を検討事項に掲げている。

予算・決算審査では、より議会の監視を強化している。具体的には、決算において 2 つの常任委員会から 1 事業ずつ選定し、事務事業評価を実施し、次年度の予算編成の際、どのように町が検証したかを総括質疑で質すなど行われている。また付帯決議、修正案、事務事業評価という結論を導くにあたり、委員会で合意形成を図るため、討論前に自由討議を実施している。その他、議員による条例提案、陳情の審査基準を作成、などにも取り組んでおり、多々参考になりました。

最後に神奈川県伊勢原市を訪問し、大山観光と日本遺産について視察を行いました。

まず大山観光についてですが、山岳信仰で栄えた大山は、江戸時代に大山詣りとして庶民に定着しました。近年観光客数は、横ばいとなっていましたが、平成 25 年 2 月に神奈川県の新たな観光の核づくり認定事業に大山魅力再発見「平成大山講」プロジェクトが認定され、現在活気ある観光地づくりが進められています。さまざまな伝統行事や催事も行われていますが、平成大山講プロジェクトとして、平成 29 年ま

で観光客を6万人増やすことを目標に、イベントやインバウンド対策、渋滞対策なども実施されている。(観光客を6万人増やす目標はすでに達成しているそうである)

次に、日本遺産についてですが、認定を受けたストーリーは、江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～となっており、大山詣りという庶民参拝や豊かな自然と歴史を活かした取り組みが進められることとなります。日本遺産に認定されたストーリーとは形が変わっていますが、今も関東一円に存続する“講”により、「大山詣り」が続いていること、ストーリーの主な構成文化財も多く存在している。そして、伊勢原市内に存在する、国指定重要文化財(11)、国登録文化財(5)、県指定重要文化財(14)、市指定文化財(33)と、非常に多いこと。これら、このように恵まれた環境でありながら、課題を掲げ解決に向けて具体的な事業を推進しており、我が大山町も参考にすべき点が多いと感じました。何名もの職員を動員して、暑い中、現地案内や誘導に携わって頂きました。心より感謝とお礼を申し上げます。以上で奉告とさせていただきます。

○議長(野口 俊明君) これで、行政視察調査の報告についてを終わります。あと議案につきましては、ほんの少しでありますので、議長の所管のみでありますので、このまま昼となりましたが、継続して本定例会を終了したいと思います。

日程第31 議員派遣について

○議長(野口 俊明君) 日程第31、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布してありますとおり、10月1日から10月3日、韓国ヤンヤン郡で開催されます交流事業に、野口昌作議員を、11月14日から11月15日、東京都で開催されます中国横断自動車道岡山米子線(蒜山ICから米子IC間)4車線化促進期成同盟会 総決起大会に、岡田 聰議員を派遣するもの。

また、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催されます10月6日から10月7日の市町村議会議員特別セミナーに、吉原 美智恵議員、野口 昌作議員を、11月7日から11月8日の市町村議会議員研修に、圓岡 伸夫議員を、11月21日から11月22日の市町村議会議員特別セミナーに、加藤 紀之議員を派遣するもの。そして、11月25日に北栄町で開催されます鳥取県町村議会議員研修会に全議員を、11月中旬に行う、議会主催の「議員と語る会」に全議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 32～日程第 36 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 32、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 36、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成 28 年第 7 回大山町議会定例会を閉会いたします。

○局長（手島 千津夫君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後 0 時 4 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 米本 隆記

署名議員 大森 正治